

タクシーチケットに係る再調査等について

1. 145件を「基準外使用（自主返還を含む）」計634,860円（2月9日までに収入）

- ① 監査勧告に基づく再調査：148件中、87件を「基準外使用（自主返還を含む）」計435,960円
- ② 教育委員会の独自調査：209件中、58件を「基準外使用（自主返還を含む）」計198,900円

なお、調査の結果、過払いとなる時間外勤務手当は、14件、計114,931円（外数）

2. 対象職員の処分

所属長として使用報告等を確認する立場にあった当時の総務課長を嚴重文書訓戒、保管責任者の庶務係長を文書訓戒とし、基準外使用等の件数等から総務部長、総務担当課長等についても嚴重文書訓戒、その他の職員については口頭注意としました。

1 監査の結果に基づく勧告に係る再調査

- (1) 監査結果（20年10月9日付け）で証拠が不十分であるとして「基準外使用とは言えない」とされたチケット使用のうち、タクシー会社から回答が得られなかった等を理由とするものを除く148件について、運行記録の照会、対象職員に対する業務内容、業務終了時刻等を確認する調査を行いました。
- (2) その結果、監査結果で示された基準に照らして「基準外使用」に当たると判断したもの、及び当たらないが記憶が曖昧で業務内容を明らかにできないため対象職員から自主返還する旨の申出があったものは、次の表のとおりです。

職員	チケットの使用件数	タクシー料金の合計額
生田 対象職員b	2件	5,120円
石田 対象職員c	21件（うち自主返還3件）	138,310円
市田 対象職員d	2件	1,870円
木田 対象職員e	32件（うち自主返還3件）	82,450円
木田 対象職員g	1件	4,820円
市田 対象職員i	29件（うち自主返還4件）	203,390円
合計	87件（うち自主返還10件）	435,960円

※ 全額2月9日までに収入

2 教育委員会独自の調査

- (1) 教育委員会におけるタクシーチケット使用の一層の厳正化に向けて、監査結果で示された基準に加えて、独自の基準を設け、再度、内容確認を行いました。監査結果の意見で処置するよう求められた市外出張時の使用等についても内容確認を行いました。

独自の基準及び調査対象は次のとおりです。

ア. 独自基準

- ① 勤務終了後の食事のための移動先（乗車地）が遠隔地のもの

監査結果においては、「タクシーの乗車地が通常は市役所から何らかの交通機関を用いて移動するような場所である場合に、そのような事情について合理的な説明がなされないものについては基準外使用と認める」との基準が示されました。これを受け、今回の調査では、対象職員の通勤経路等を鑑みて、勤務終了後の食事のための移動先が次の範囲外のものを原則として基準外使用と判断することとしました。

北は丸太町通、南は四条通、西は烏丸通、東は鴨川に囲まれた範囲。

ただし、当該対象職員の通勤経路上を除く。

- ② 時間外勤務時に休憩時間を取得し、そのことが主たる理由で深夜帰宅することとなったと認められるもの

対象職員の時間外勤務時に、通院、介護、育児など特別な事情なく休憩時間を長時間取得していたことが主な理由で、深夜帰宅することとなったと認められるものについては、原則として、基準外使用と判断することとしました。

イ. 調査対象

- ① 再調査の対象となった使用で、再調査において基準外使用とは認められなかった使用（再調査の結果を受けて対象職員が自主返還を申し出た10件を除く。）61件
- ② 京都地方裁判所平成20年（行ウ）第50号不当利得返還請求行為等請求事件（平成20年11月6日付けで提起された本件に係る住民訴訟事件）の訴状において「〈別表1〉監査委員の勧告以外の各職員の不正使用額」として掲げられている使用 118件（上記①との重複分を除く。）
- ③ 監査意見において指摘があった市外出張時でのタクシーチケットの使用と思われるもの（深夜帰宅として報告されていたものを除く。）30件
- ④ 監査意見において指摘があった時間外勤務命令簿の記載と乗車時刻等が一致しないもの17件
- (2) その結果、基準外使用と判断したもの及びその結果過払いとなっている時間外勤務手当は次のとおりです。（体調不良の客観的証拠が現時点で存在しないこと、及び自らの過失で使用したケースについて自主返還の申出があり、受け入れたものを含む。）

ア 深夜帰宅関係

職員	チケットの使用件数	タクシー料金の合計額
在田 対象職員c	3件	18,680円
在田 対象職員d	3件（うち自主返還2件）	3,300円
春田 対象職員e	2件（うち自主返還1件）	3,540円
花浦 対象職員g	13件（うち自主返還1件）	63,600円
西田 対象職員i	7件	49,160円
合計	28件（うち自主返還4件）	138,280円

イ 市外出張関係

職員	チケットの使用件数	タクシー料金の合計額
高橋 対象職員a	2件	8,880円
生田 対象職員b	5件	7,520円
在田 対象職員c	4件	7,190円
市田 対象職員d	6件	12,200円
春田 対象職員e	4件	5,730円
橋田 対象職員f	1件	820円
花浦 対象職員g	8件	18,280円
合計	30件	60,620円

ウ 時間外勤務手当関係

対象職員	時間外勤務の日数	時間外勤務手当合計額
花浦 対象職員g	2日	35,437円
西田 対象職員i	12日（うち自主返還5日）	79,494円
合計	14日（うち自主返還5日）	114,931円

（時間外勤務手当の不正取得と12  
西田氏の額）

3 対象職員の処分について

今回の調査では、所属としてのタクシーチケットの運用が、現時点での社会情勢等に適合していないとされたものであり、該当職員が意図した使用ではないと判断されます。

しかし、タクシーチケット取扱要領に定められた事務処理が遵守されていないことが調査を通じて明らかになりました。

そのため、所属長として使用報告等を確認する立場にあった当時の総務課長を嚴重文書訓戒、保管責任者の庶務係長を文書訓戒とし、基準外使用等の件数等から総務部長、総務担当課長等について嚴重文書訓戒、その他の職員については口頭注意としました（平成21年2月10日付け）。

処分内容（職名はいずれも当時のもの）

ア 嚴重文書訓戒 <sup>石田</sup> 総務部長【対象職員c】、<sup>木田</sup> 総務課長【対象職員d】、<sup>春田</sup> 総務担当課長【対象職員e】、  
※課長補佐（政策調整係長事務取扱）【対象職員g】、※企画広報係長【対象職員i】

イ 文書訓戒  
庶務係長

ウ 口頭注意 <sup>高野</sup> 教育次長【対象職員a】、<sup>生田</sup> 教育企画監【対象職員b】、<sup>新田</sup> 企画担当課長【対象職員f】、  
企画担当係長【対象職員k】

※課長補佐（政策調整係長事務取扱）【対象職員g】及び企画広報係長【対象職員i】については、現在、市長部局に異動しているため、市長名での処分。

○ 雇用については、通勤手当、不正取得金 163,490  
~~100,000~~円を返還された。  
→ 12/1. 2/1について、本数表は元報発表していない。  
・ 1410年分の勤続不正金、返還を元報2/1付、1416.2  
以降のみ